

1 - 1

計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

この計画は、船橋市における障害のある人のための施策の基本的な方向性を示すもので、平成9年度に初めて策定した後、平成20年度に「第2次」、平成26年度に「第3次」、令和3年度に「第4次」の計画を策定しました。

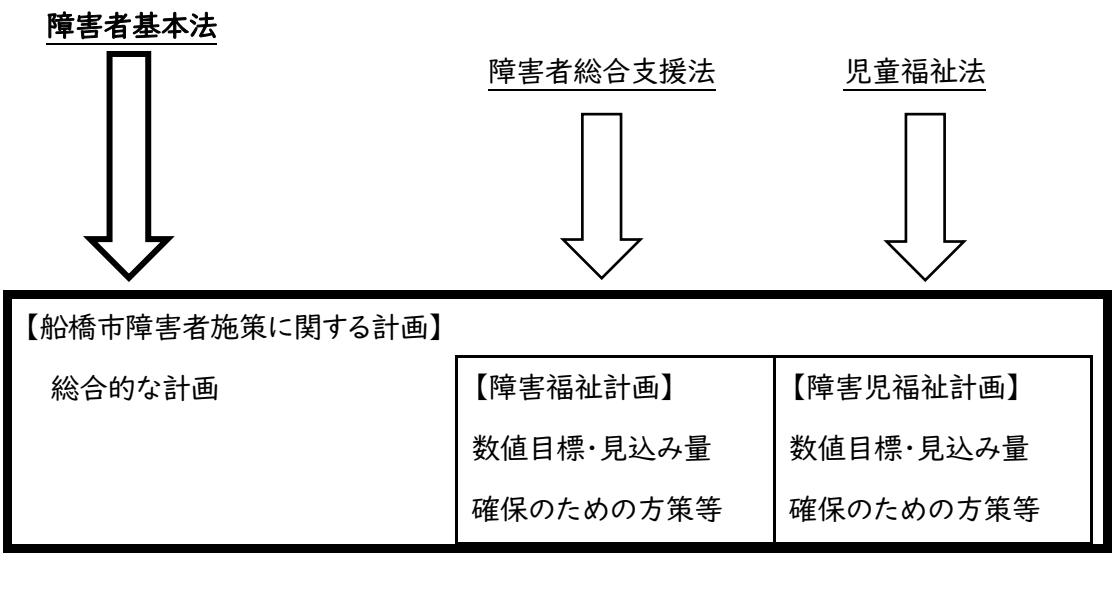
第4次計画が令和8年度をもって期間満了となることに伴い、国の「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）との整合性、本市の障害のある人の状況や関係法令の制度改正等を踏まえて見直しを行い、「第5次船橋市障害者施策に関する計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 障害者施策の関連法・関係計画

障害者施策に関する計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として総合的な施策を定めたものであり、障害者総合支援法¹及び児童福祉法に基づき障害福祉サービス等の見込み量などを定め、業務を円滑に実施するための計画である障害福祉計画及び障害児福祉計画と調和を保つこととされています。

【障害者施策に関する計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の関係図】



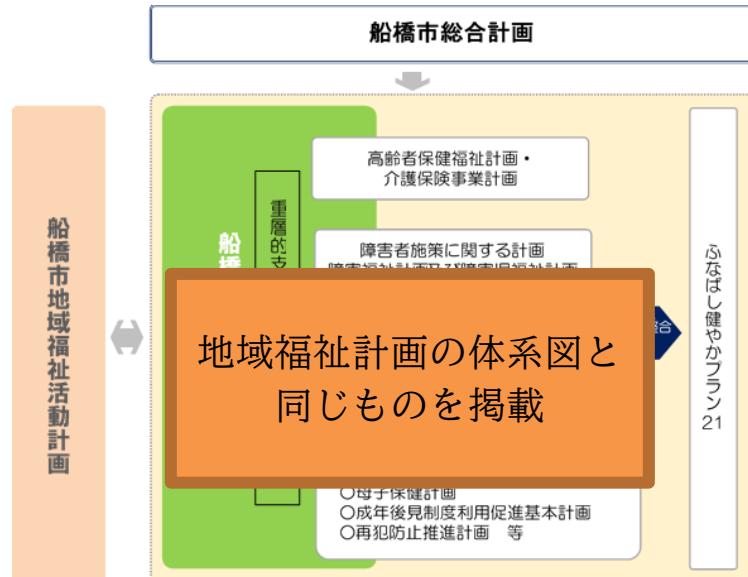
¹ 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となります。

1. 総論 1－1 計画の策定にあたって

(2) 船橋市の計画体系における位置づけ

本計画は、「第3次船橋市総合計画」の個別計画です。

また、福祉分野の上位計画である「第5次船橋市地域福祉計画」や市のほかの関連計画との整合性を図りながら策定しました。



第5次船橋市地域福祉計画から抜粋

3 計画の期間

令和9年度から14年度までの6か年計画とします。

「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。

4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
第4次障害者施策に関する計画 (5か年計画)(4年度～8年度)					第5次障害者施策に関する計画 (6か年計画)(9年度～14年度)					
第6期障害福祉計画及び 第2期障害児福祉計画 (3年度～5年度)			第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画 (6年度～8年度)			第8期障害福祉計画及び 第4期障害児福祉計画 (9年度～11年度)			第9期障害福祉計画及び 第5期障害児福祉計画 (12年度～14年度)	

4 計画の対象

本計画では、「障害者基本法」第2条に規定されている身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、高次脳機能障害、そして難病等によって継続的に日常生活または社会生活に支障のある人を対象としています。

5 計画の構成について

本計画は、国の第5次障害者基本計画を参考に、下表のとおり「I. 総論」・「2. 各論」・「3. 推進体制」の3部構成とします。

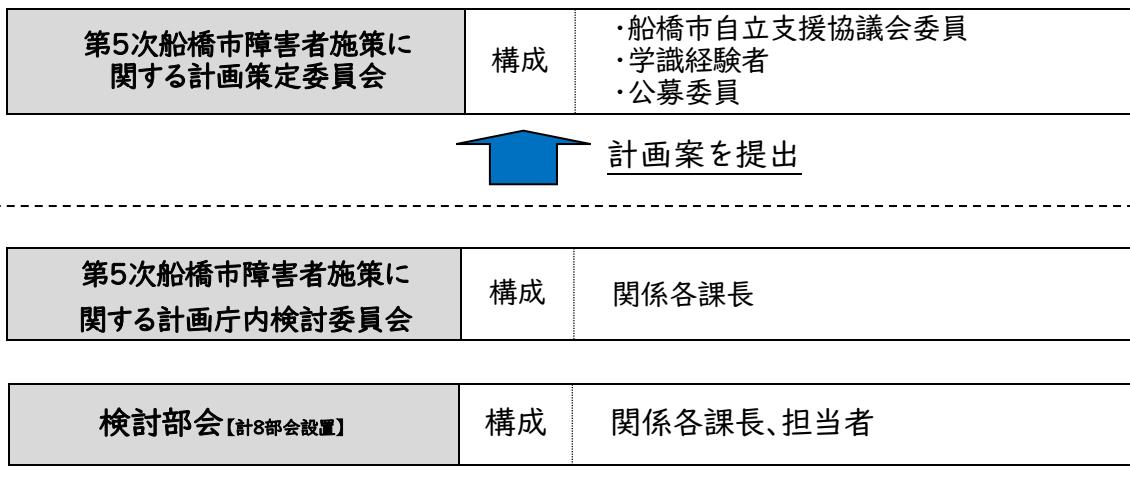
「I. 総論」では、本計画を作る目的、基本となる考え方、目指すべき目標を示し、「2. 各論」では、目標を達成するために各分野の課題と施策の方向性を示します。

そして、「3. 推進体制」では本計画をより総合的かつ効果的に推進するための方策についてまとめていきます。

I. 総論	I-1 計画の策定にあたって
	I-2 障害者を取り巻く現状
	I-3 基本理念・基本目標
2. 各論	2-1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
	2-2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	2-3 保健・医療の推進
	2-4 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流の振興
	2-5 雇用・就業、経済的自立の支援の推進
	2-6 安全・安心な生活環境の整備
	2-7 防災、防犯等の推進
3. 推進体制	3 推進体制
別表	成果目標

6 策定方法

計画策定にあたり、船橋市自立支援協議会委員、学識経験者、市民の代表者からなる「第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」を設置しました。併せて、庁内組織として「第5次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会」を設置し、「庁内検討委員会」で検討した計画案を「策定委員会」へ提出し、協議を行いました。



障害者を取り巻く現状

I 国の障害者施策の動向

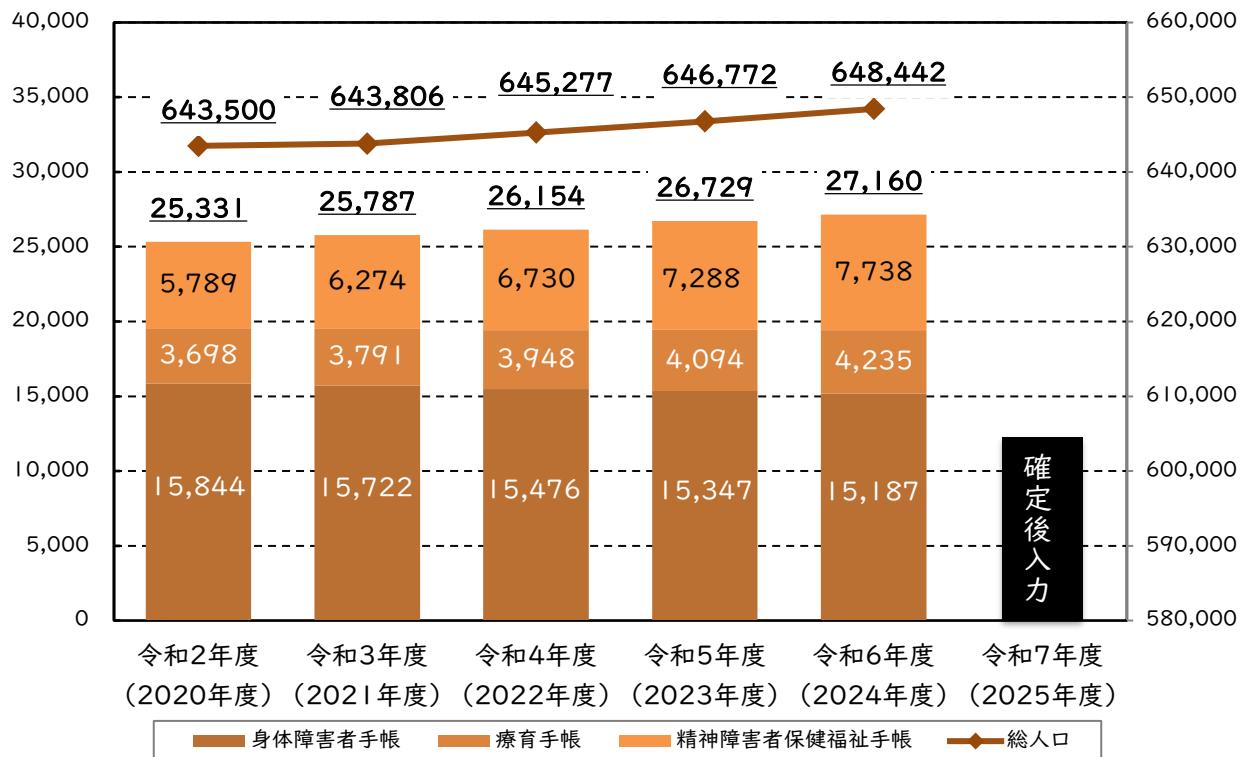
障害者施策の動向	
2003年 (平成15年)	■ 支援費制度の開始 身体・知的障害者(児)自らが福祉サービスを選択し、契約によってサービスを利用する仕組み
2006年 (平成18年)	■ 障害者自立支援法の施行 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
2010年 (平成22年)	■ 障害者自立支援法の一部改正 発達障害が障害者自立支援法の対象になることを明確化
2011年 (平成23年)	■ 障害者基本法の一部改正 「共生社会の実現」が目的に新たに明記、障害者の定義の変更、差別の禁止を規定
2012年 (平成24年)	■ 児童福祉法の一部改正 障害児支援の強化を図るため、利用形態の別により障害児施設・事業を一元化 ■ 障害者虐待防止法の施行
2013年 (平成25年)	■ 障害者総合支援法の施行 難病を障害者の範囲に追加 ■ 障害者優先調達推進法の施行 行政等による障害者就労施設等からの物品の調達を推進
2014年 (平成26年)	■ 障害者権利条約の批准
2016年 (平成28年)	■ 障害者差別解消法の施行 ■ 成年後見制度利用促進法の施行
2018年 (平成30年)	■ 障害者総合支援法の一部改正 「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実 ■ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 障害者による文化芸術活動の推進
2022年 (令和4年)	■ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
2024年 (令和6年)	■ 障害者差別解消法の一部改正 事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化 ■ 障害者総合支援法の一部改正 地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援の推進
2025年 (令和7年)	■ 手話施策推進法の施行 手話に関する施策を総合的に推進

2 障害者の現状

(1) 総人口と障害者手帳所持者数の推移

(総人口:各年度3月1日時点の常住人口、手帳の所持者数:その年度の3月31日時点の数値)

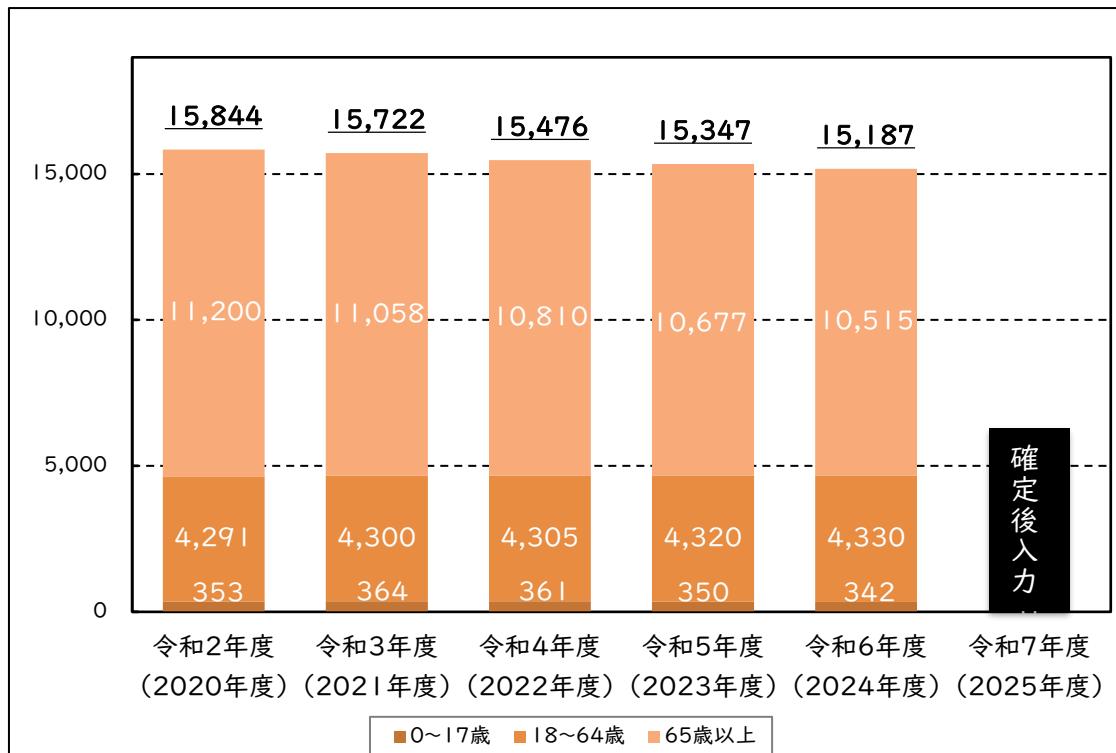
船橋市の総人口と障害者手帳所持者数の推移をみると、2020年度末では総人口643,500人、障害者手帳所持者数が25,331人であったのが、2025年度末では、総人口●人、障害者手帳所持者数●人と増加しています。



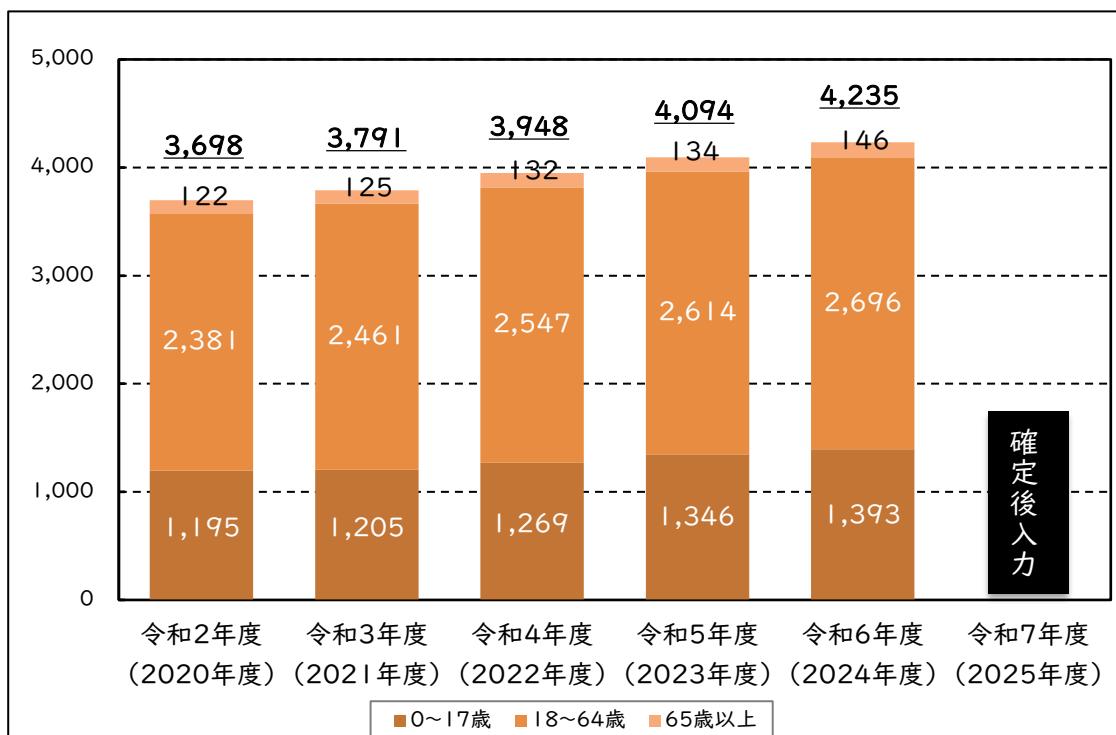
1. 総論 1－2 障害者を取り巻く現状

(2) 障害者手帳所持者数の推移

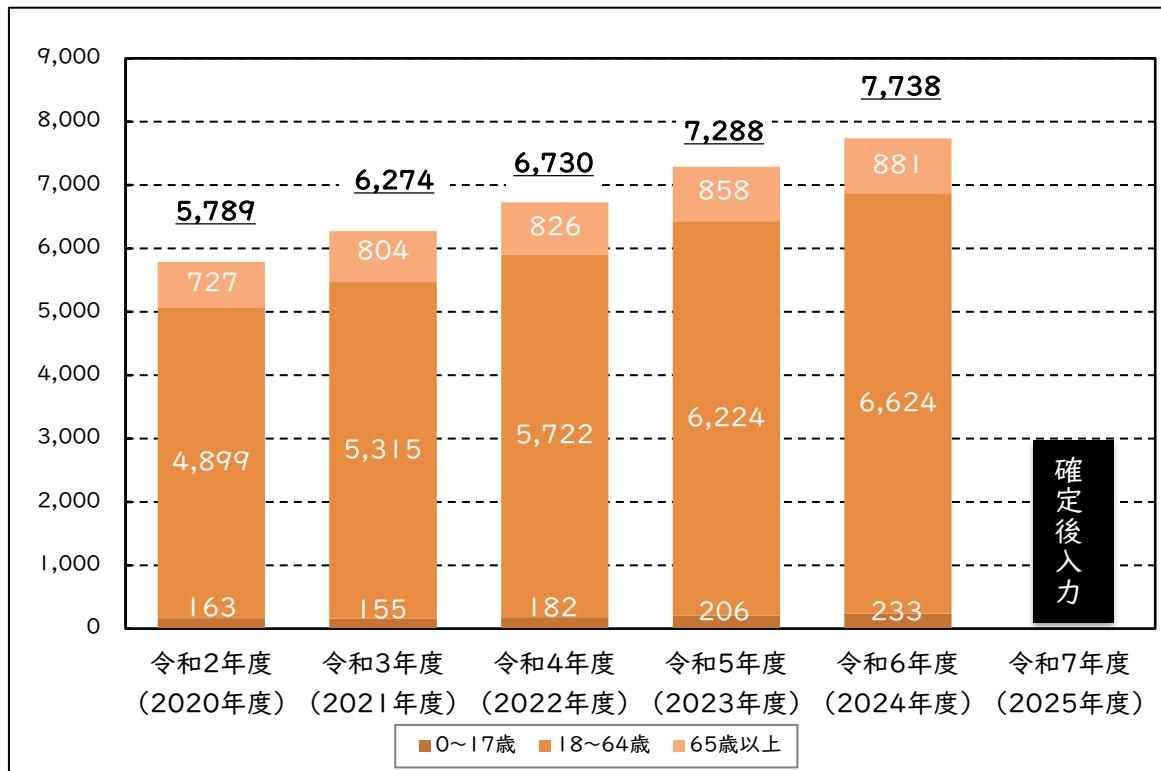
①身体障害者手帳所持者数



②療育手帳所持者数



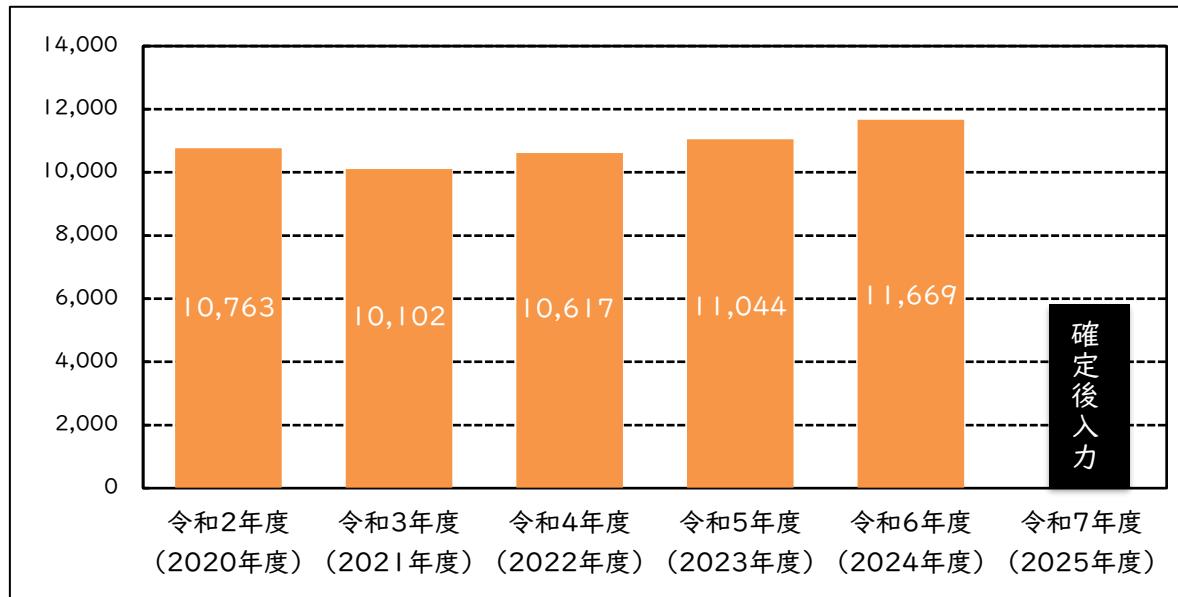
③精神障害者保健福祉手帳所持者数



(3) 医療費助成制度の受給者証所持者数の推移

①自立支援医療(精神通院医療)受給者証所持者数

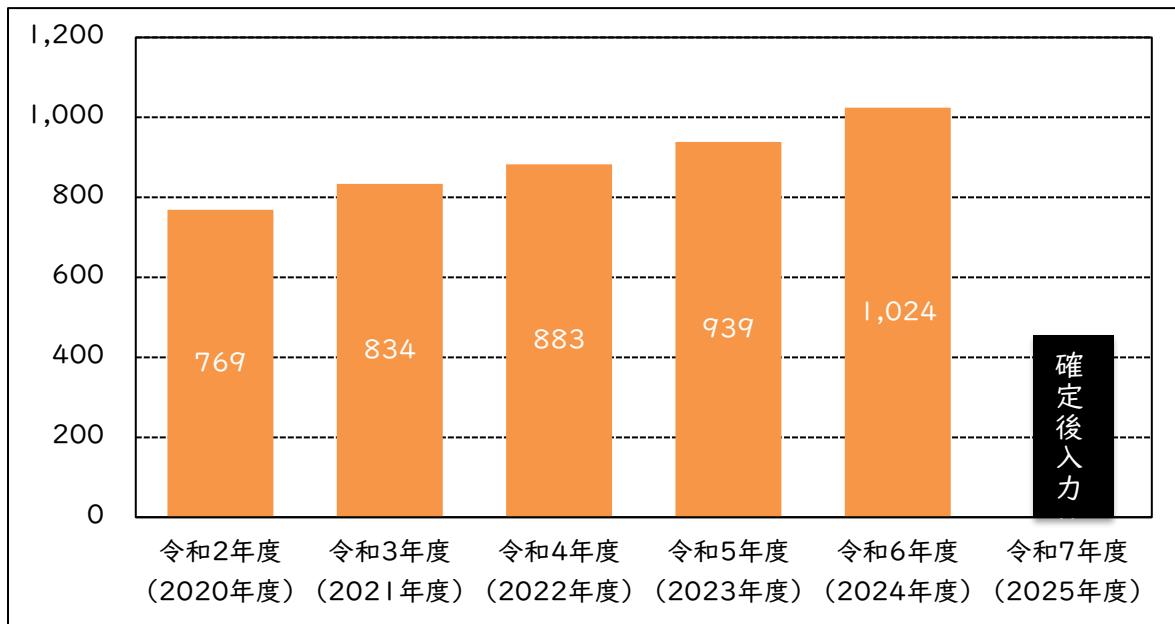
自立支援医療受給者証を交付し、精神疾患の治療で通院した場合の医療費の一部を助成しています。



1. 総論 1－2 障害者を取り巻く現状

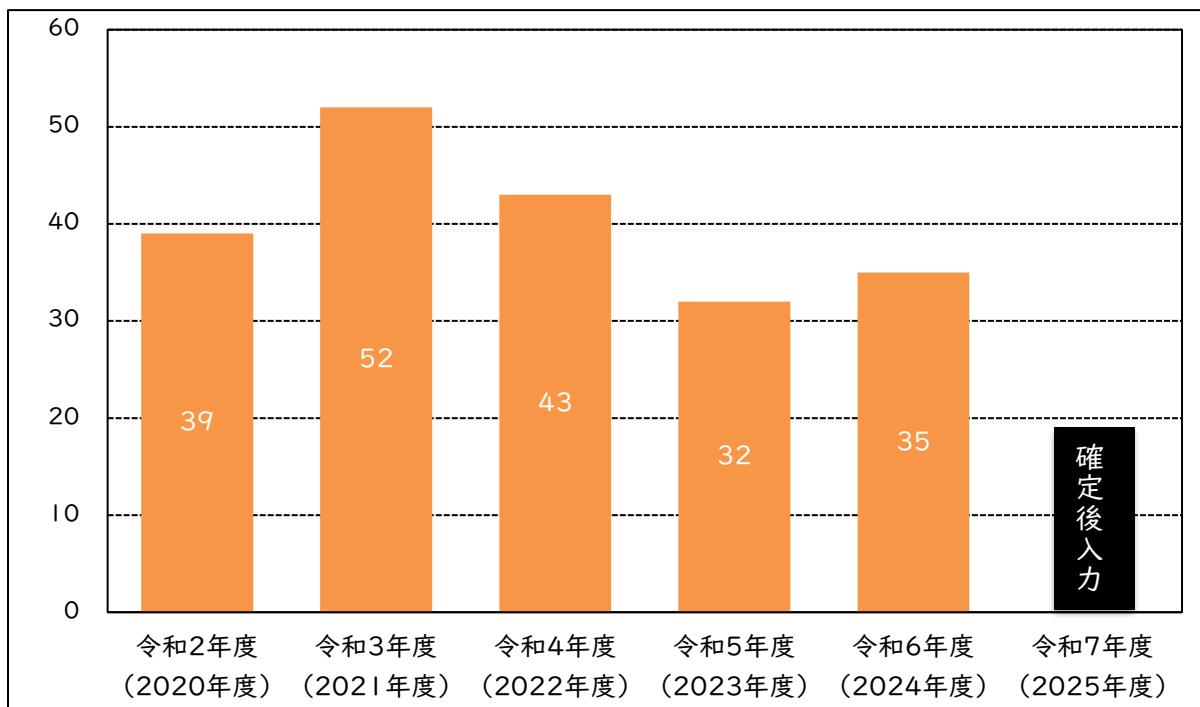
②自立支援医療(更生医療)給付者数

身体障害者の職業能力の増進や、日常生活の向上のために障害の除去又は軽減を目的とし医療給付を行っています。



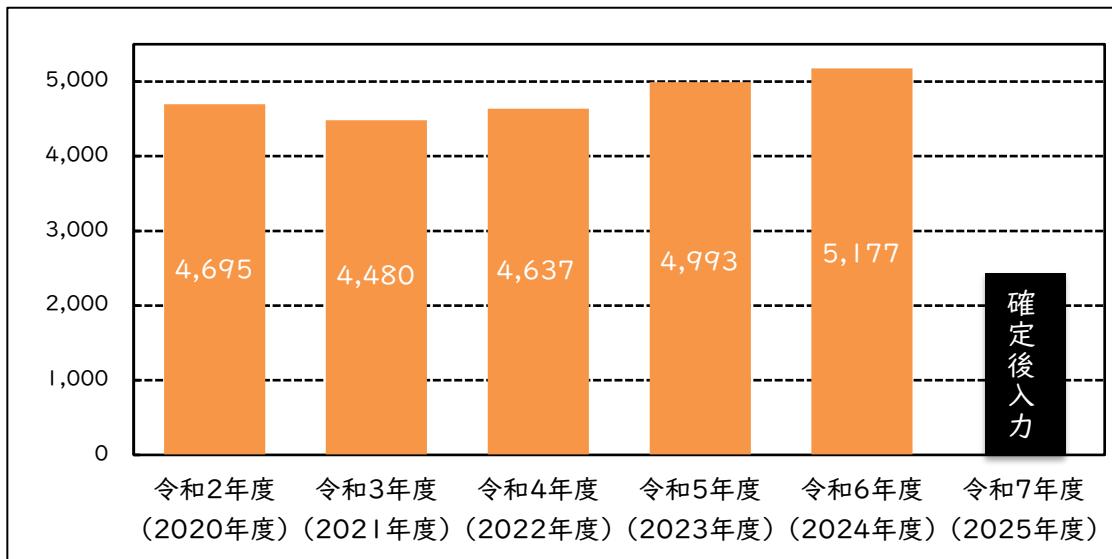
③自立支援医療(育成医療)給付者数

身体に機能障害がある児童が、指定医療機関で障害が改善される治療(主に手術)を受け場合、その医療の給付を行っています。



④指定難病医療費助成制度の受給者証所持者数

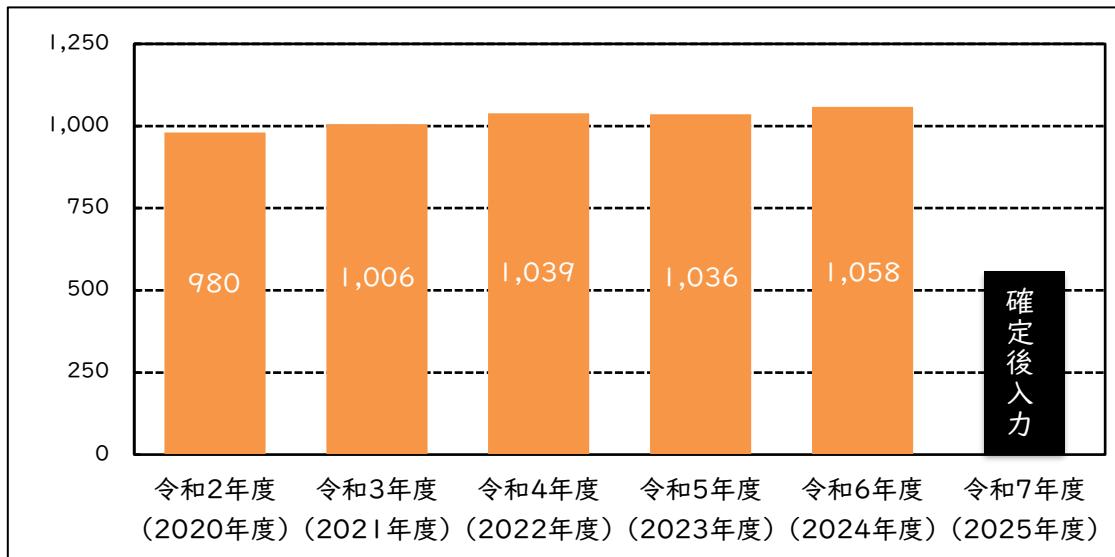
難病のうち、国が定めた基準に該当する指定難病に対し、医療費の一部を助成しています。



(4) 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用人数の推移(その年度の3月の数値)

①生活介護の利用人数

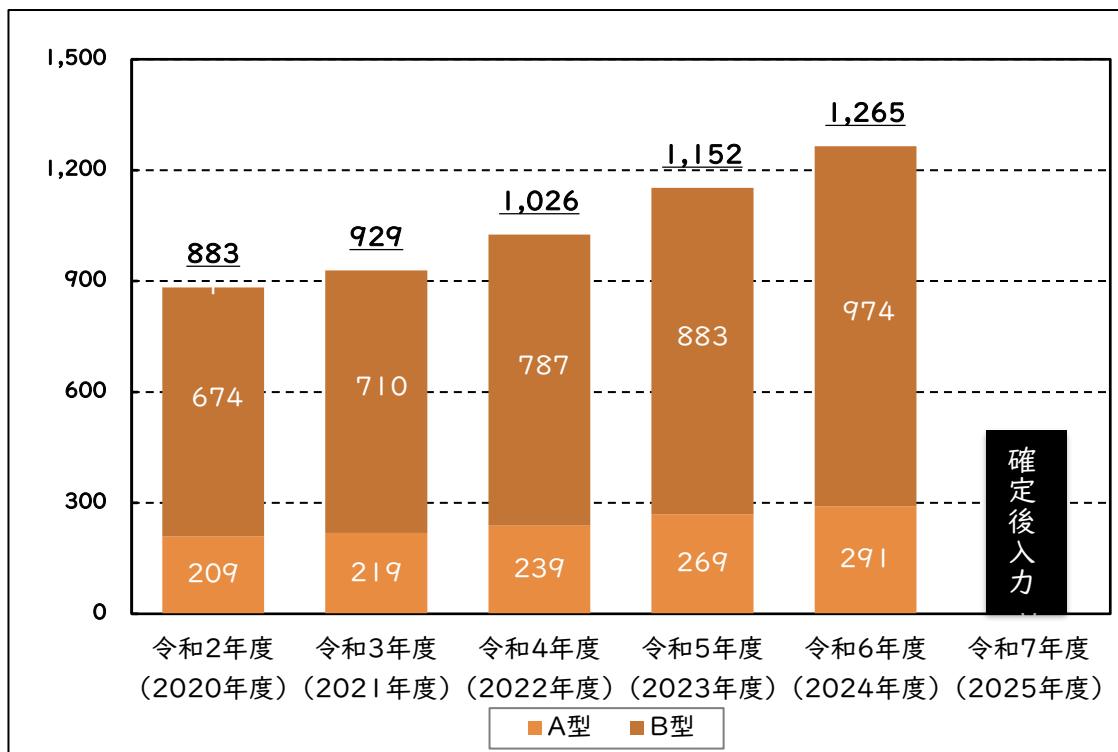
昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供しています。



1. 総論 1－2 障害者を取り巻く現状

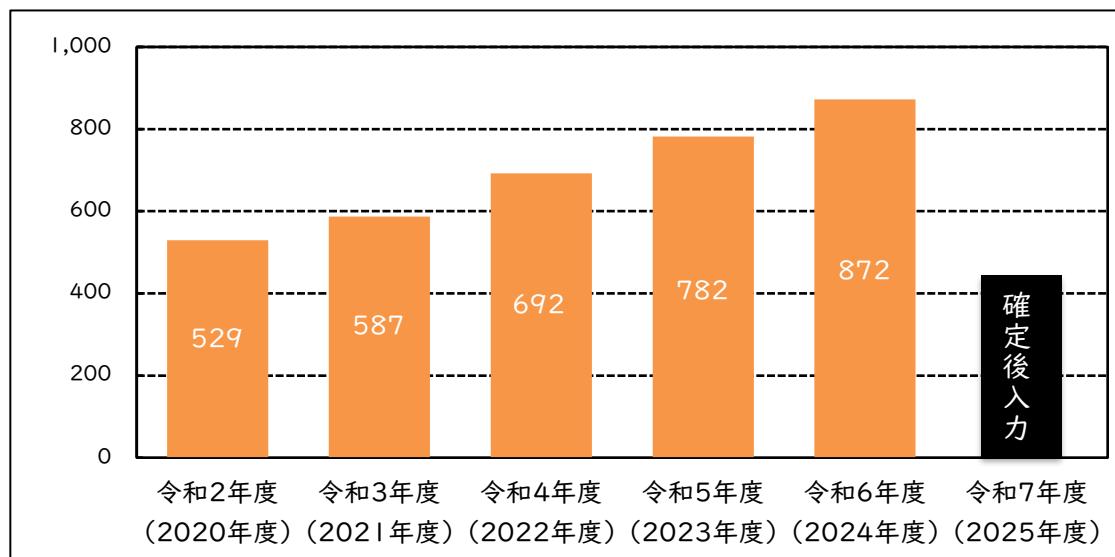
②就労継続支援の利用人数

障害のある人の福祉的就労の場として就労継続支援があります。就労継続支援は、雇用契約に基づくA型と雇用契約に基づかない生産活動の場であるB型があります。



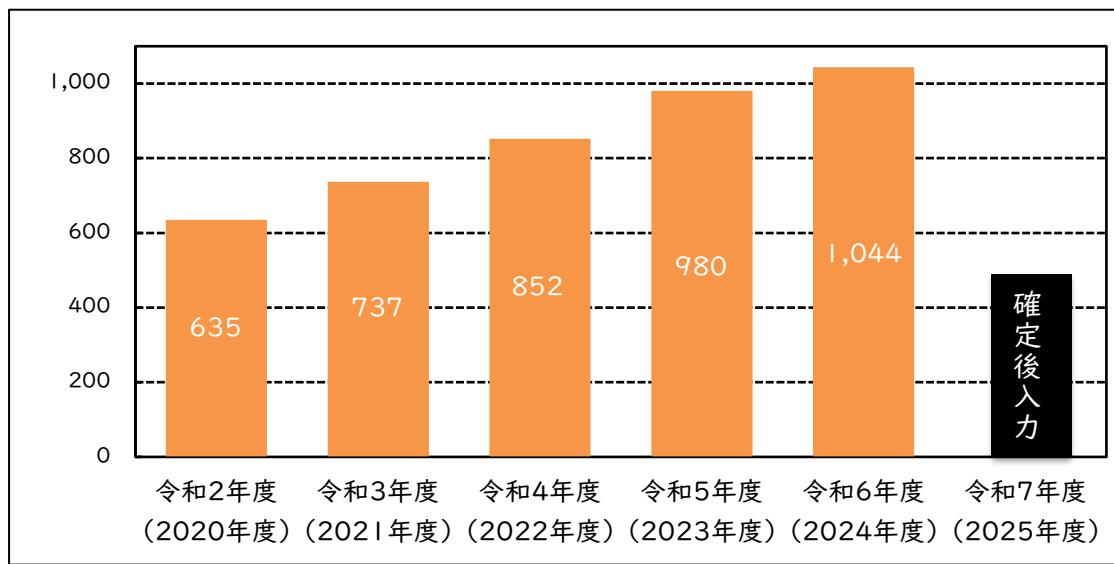
③共同生活援助(グループホーム)の利用人数

地域において共同で日常生活を営む上で、主として夜間において相談、その他日常生活上の援助などの支援を行います。



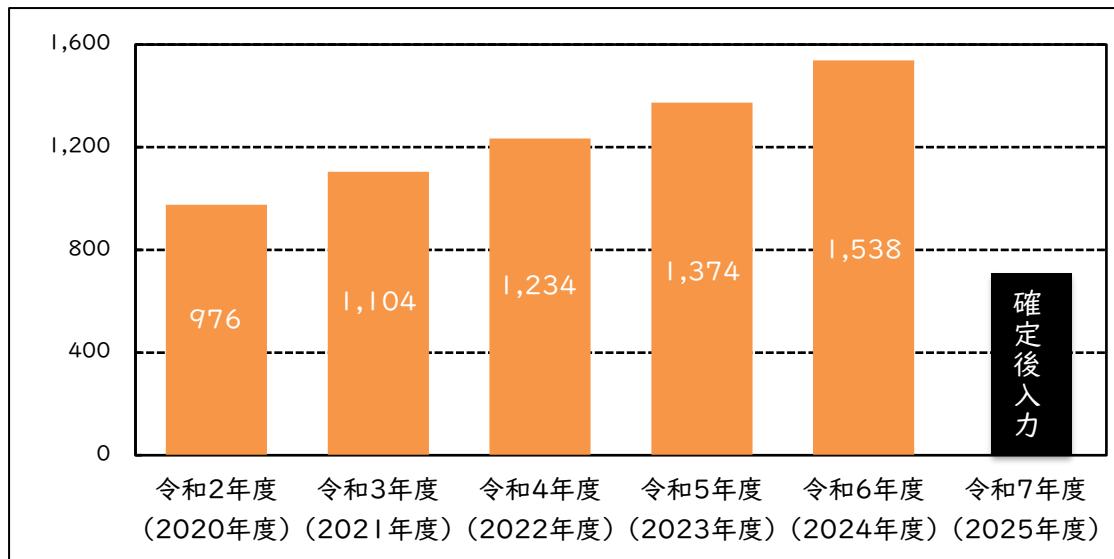
④児童発達支援の利用人数

日常生活の基本的動作及び知識や技能の習得、集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行います。



⑤放課後等デイサービスの利用人数

障害のある子供が通所し、生活能力の向上のために必要な支援、その他必要な支援を行います。

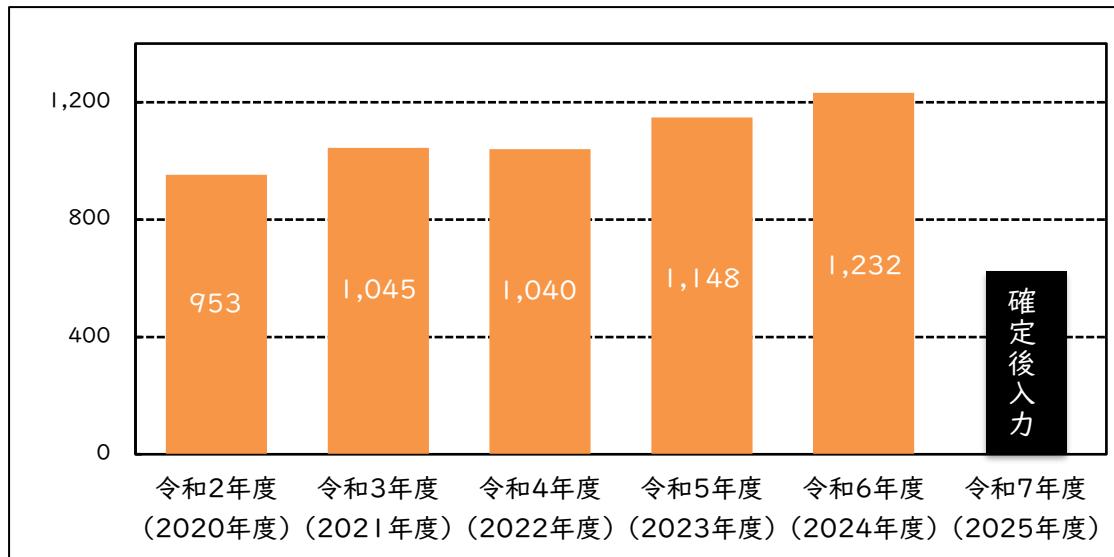


1. 総論 1－2 障害者を取り巻く現状

(5) 相談支援の利用人数(その年度の3月の数値)

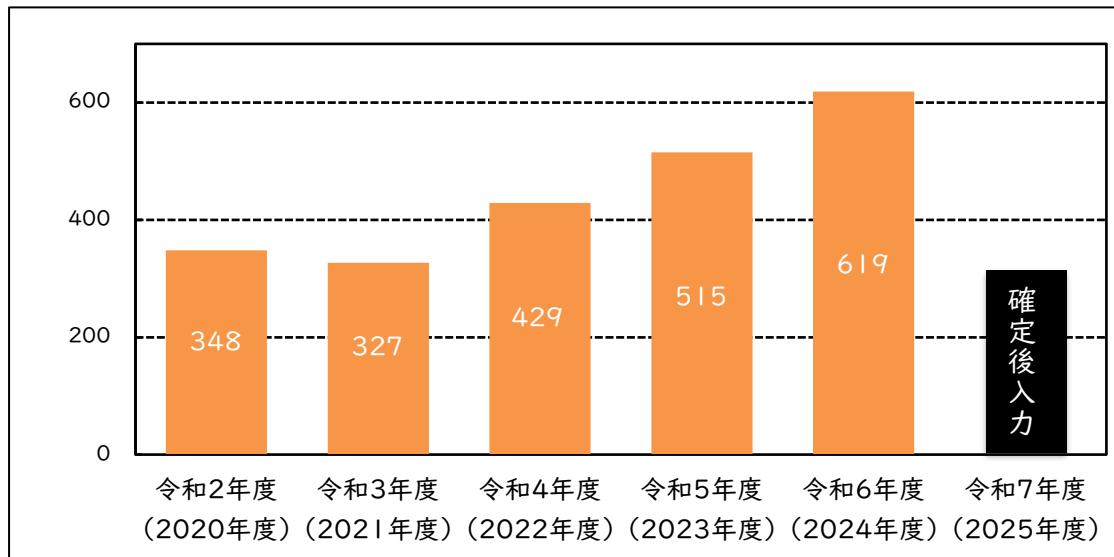
①計画相談支援の利用人数

計画相談支援は、障害福祉サービスを利用するときに、サービスの利用計画案の作成やサービス利用中においての連絡調整などを行います。



②障害児相談支援の利用人数

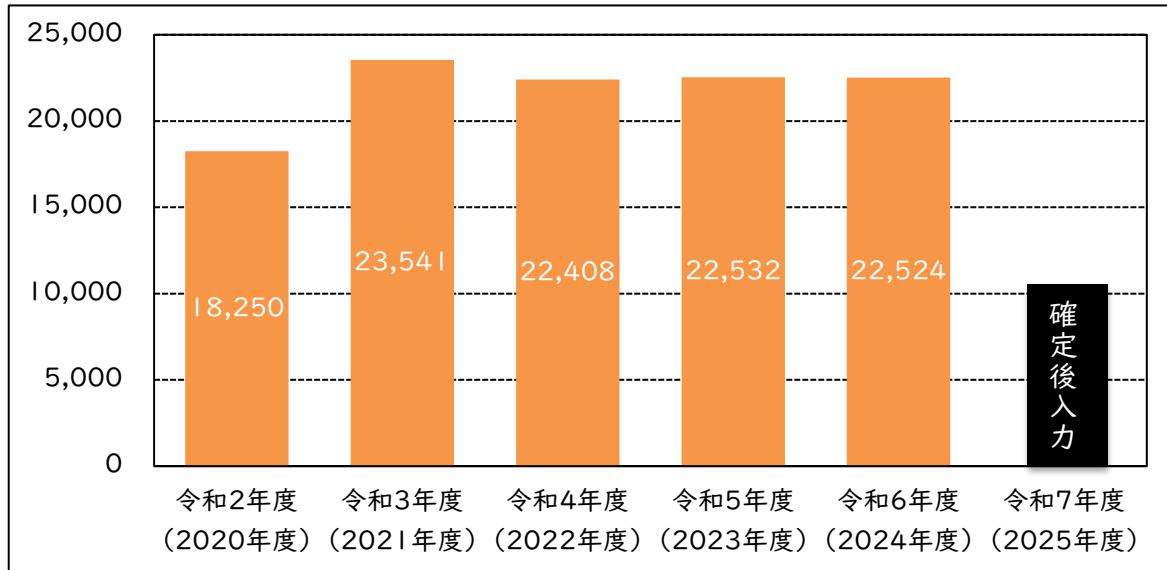
障害児相談支援は、障害のある子供が障害児通所支援を利用するときに、障害児通所支援利用計画案の作成や障害児通所支援利用中においての連絡調整などを行います。



(6) 相談支援事業の相談件数の推移

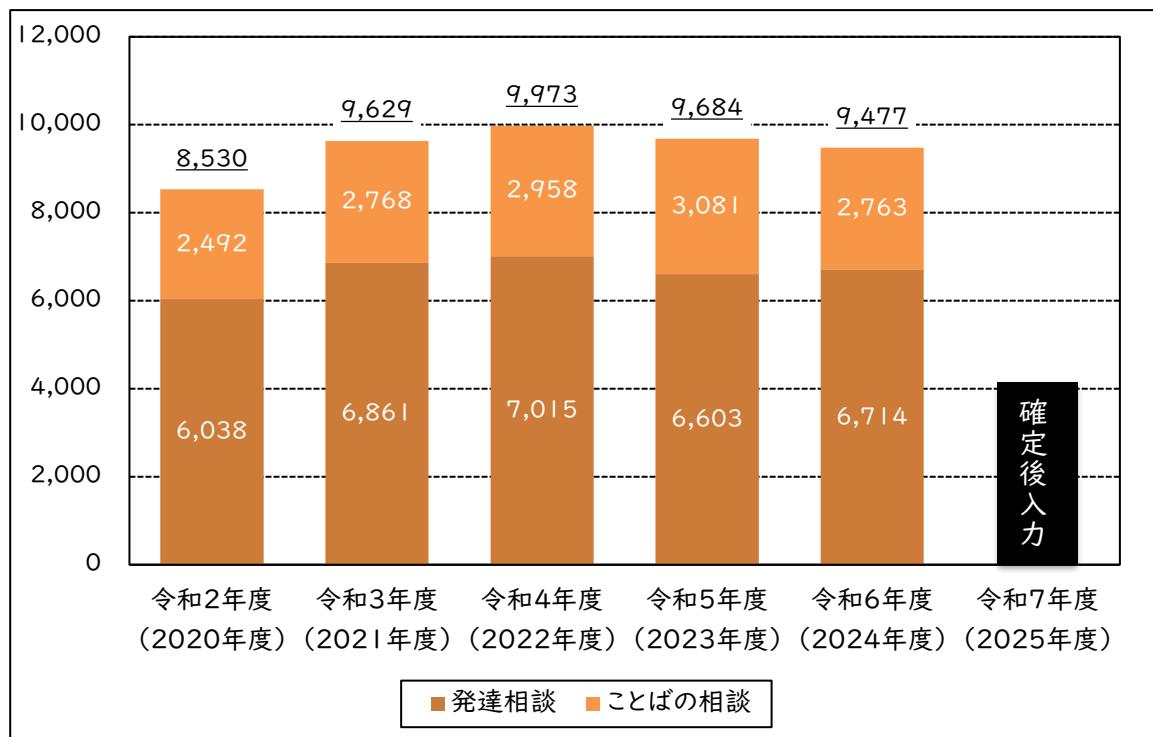
① 障害者(児)総合相談支援事業の相談件数

障害者本人や障害児の保護者、障害者等の介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供・助言のほか、障害福祉サービスの利用や権利擁護のため、必要な援助を行います。



② こども発達相談センターの相談件数

落ち着きがない、コミュニケーションがとりづらい、言葉が遅れている、友達と遊べない等の就学前の子供の発達に関する心配事の相談に応じています。



1. 総論 1－2 障害者を取り巻く現状

1 - 3

基本理念・基本目標

I 基本理念

**障害の有無によって分け隔てられることなく、
誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現**

国の障害者基本計画の理念と障害者施策に関する計画の動向を踏まえ、上記の基本理念としました。

この基本理念の実現にあたり、「障害や障害のある人への理解の促進」「生活に対する不安の解消」「障害のある人が住みやすい生活環境の整備」に取り組む必要があります。

障害のある人が地域で生活するにあたっては、その地域で暮らす人々が障害について正しく理解し、互いの人格と個性を尊重し合える社会づくりが不可欠です。地域での理解を促進するためには、広報・啓発活動に加え、障害のある人もない人も相互に交流を行っていくことが重要です。

そのため、学校教育、生涯学習やスポーツ・レクリエーションなどの交流活動を通じた理解の促進を図ります。

また、障害のある人は医療費の負担が大きい一方で、十分な収入が得られるのかなどの経済的不安、働きたいけれども働くことのできる場がないといった雇用に対する不安、障害のある人やその介護者が高齢になったときにどのように暮らしていくべきかといった将来への不安など、様々な生活に対する不安を抱えています。

障害のある人が自分らしく暮らしていくために、必要な援助を受けながら、自らの決定に基づき、社会を構成する一員として社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加できるよう、日頃の生活に対する不安を軽減できる取組を検討していきます。

さらに、障害のある人が地域で暮らしていくためには、道路、歩道や建築物などのバリアフリー環境の整備と、安心して生活できる住環境を整えることも重要です。また、情報へのアクセスや意思疎通の円滑化を図るなど、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ²の向上に取り組み、障害のある人の日常的な活動や社会への参加を促進します。障害のある人に配慮したまちづくりを行うことは障害のある人だけでなく、あらゆる人にとって住みよいまちとなります。

本計画では、障害のある人が自らの決定により、社会のあらゆる分野の活動に参加できるような機会を確保し、障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で自分の望む生活を送ることができる社会の実現を目指します。

² 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

2 基本目標

基本理念に基づき、4つの基本的な目標と本市の障害のある人の状況を踏まえた施策の方針を掲げます。「2. 各論」では、目標達成に向けた課題と施策の方向性を分野別に7章に整理して示します。

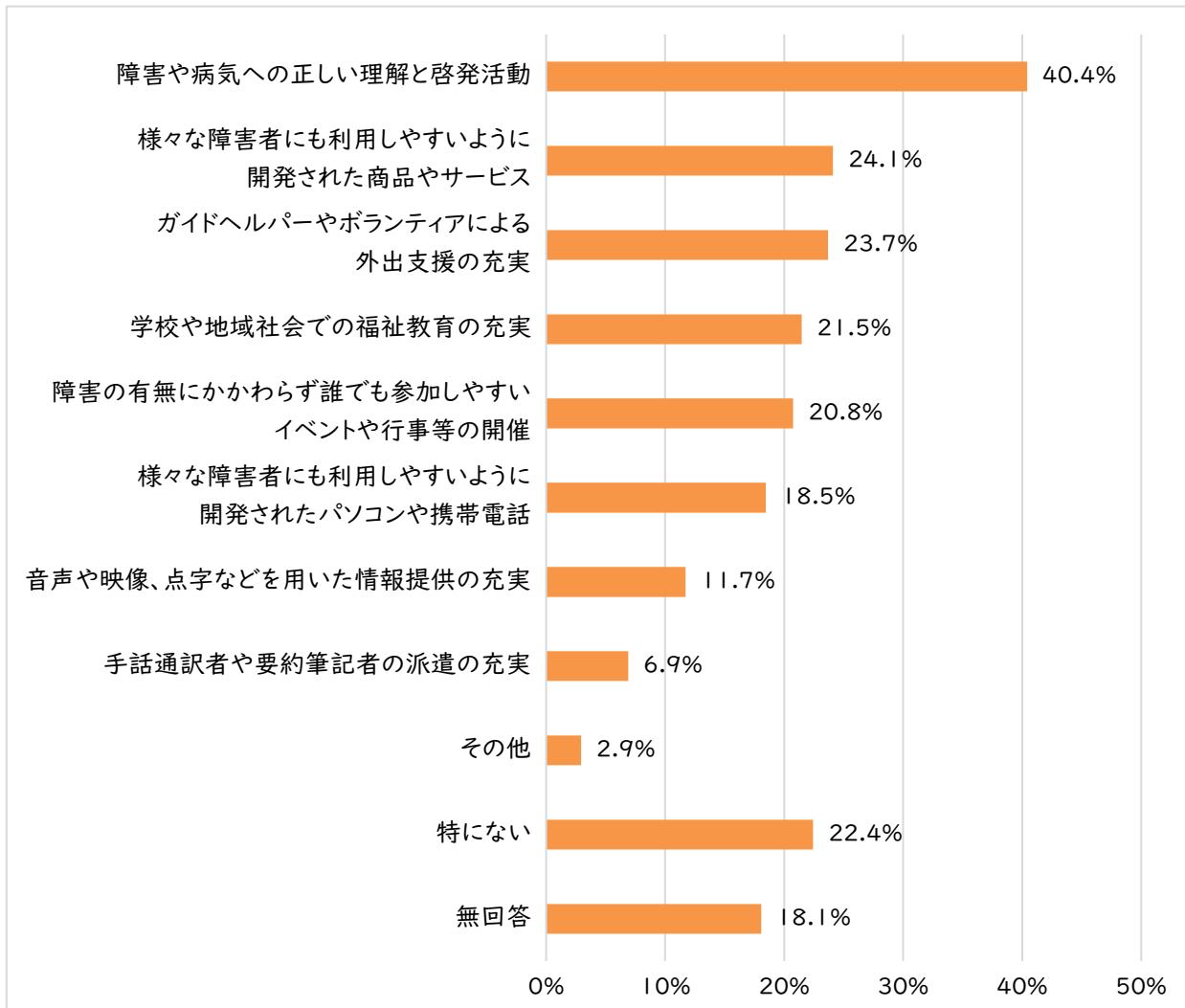
基本目標Ⅰ 障害や障害のある人への理解促進と権利擁護の推進

背景

意識調査³では、「制度や意識の面も含めた『社会全体のバリアフリー化』を進めるために重要なこと」として、「障害や病気への正しい理解と啓発活動」の回答が最も多くなっています。

【本市の実施した意識調査結果】

●制度や意識の面も含めた「社会全体のバリアフリー化」を進めるために重要なこと



³ 船橋市障害福祉施策に関する意識調査報告書（令和7年3月）より各設問の該当する種別のみ抜粋
(回答数:身体障害者798人、知的障害者197人、精神障害者267人、施設入所者95人、グループホーム入居者71人、一般市民 86人)

施策の方針

障害特性や、外見からは分かりにくい障害に対する正しい理解や認識の為の広報・啓発を行うとともに、子供のころから障害のある人とないとの交流などを促進します。

また、障害のある人に対する虐待は、個人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立と社会参加のためには、虐待を防止することが極めて重要です。障害者虐待防止のため、各関係機関と連携し、虐待の早期発見・予防に取り組み、権利擁護を推進します。

さらに、障害のある人の保護、自立の支援並びに財産上の不当取引による被害防止及び救済を図るためにも、成年後見制度の利用促進などにより、権利擁護を推進します。

2. 各論 該当する課題【●ページ】

2-1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- (2) 行政等における配慮の充実
- (3) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

基本目標2 暮らしの支援基盤をつくる

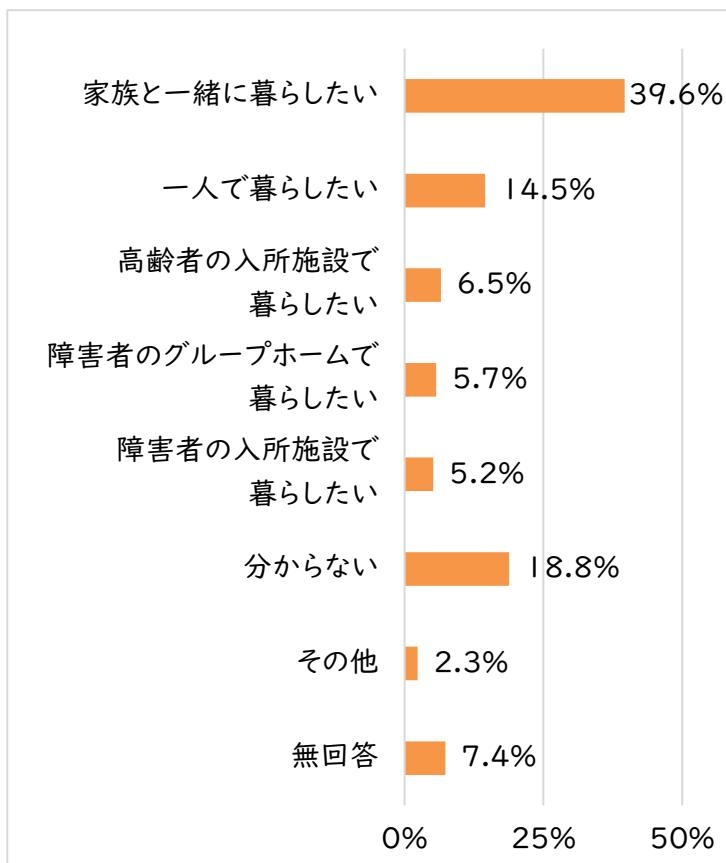
背景

本市の実施した意識調査によると、「あなたは、将来どのように暮らしたいか」の質問に対して、「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。

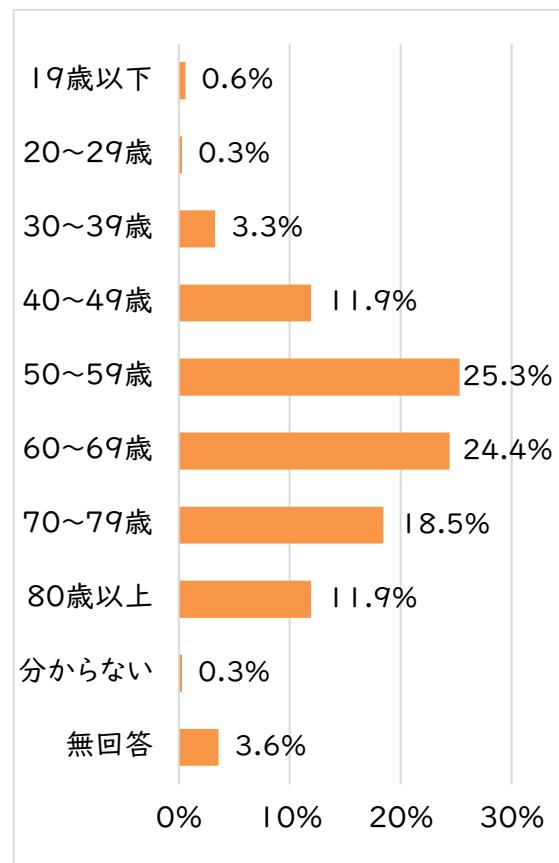
また、「主な支援者の年齢」についての質問では「60歳以上」が54.8%となっており、60歳以降が主な支援者である割合が半数以上となっています。

【本市の実施した意識調査結果】

●あなたは、将来どのように暮らしたいか

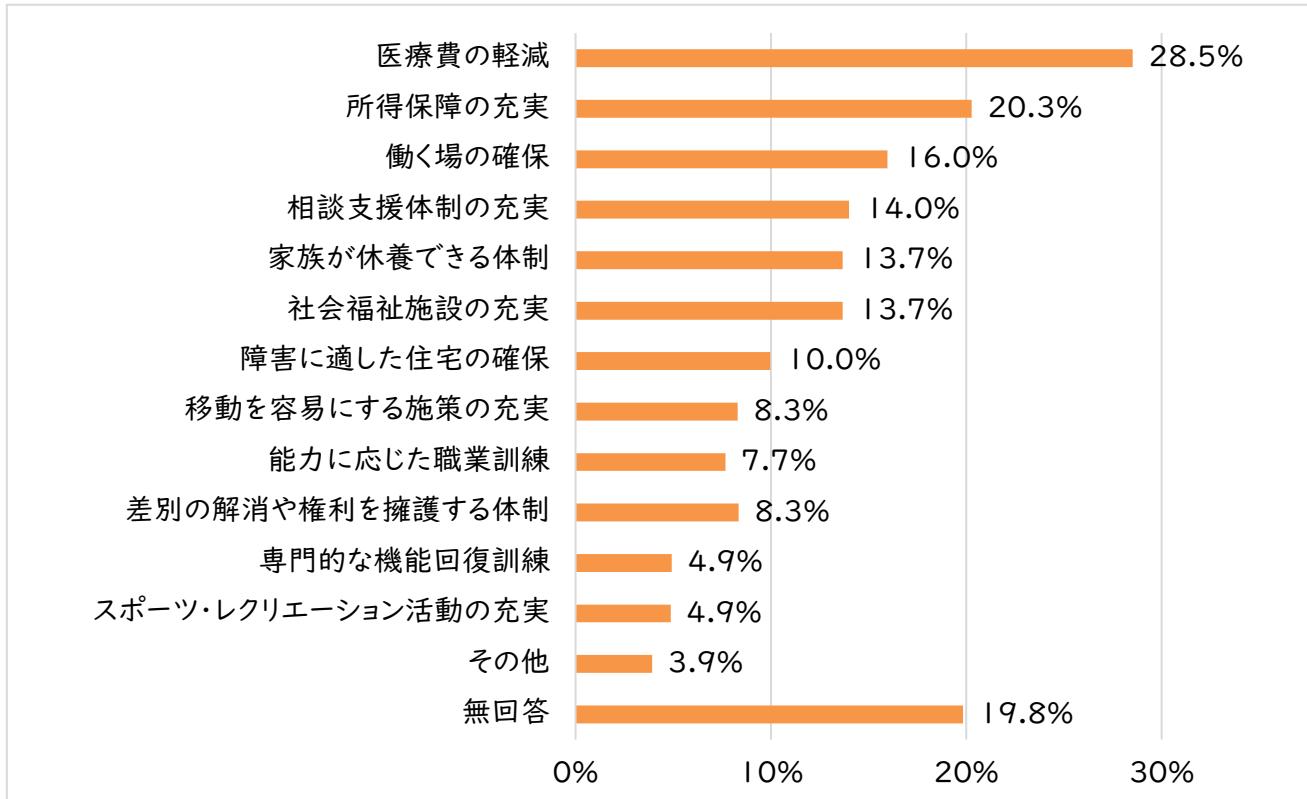


●主な支援者の年齢



そして、「今後、必要だと思う障害福祉施策」については「医療費の軽減」が最も多く、医療費の負担について不安を抱える人が多くいます。

●今後、必要だと思う障害福祉施策



施策の方針

住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域生活を支援する相談支援体制の整備と障害のある人とその介護者の高齢化や親亡き後に備えた取り組みを行います。

また、市民全体の健康を守るため、障害や病気の早期発見・治療、早期療育ができる地域医療体制を整えます。

これにより、誰もが安心して暮らせる基盤づくりを行います。

2. 各論 該当する課題【●ページ】

- 2-2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- (1) 相談支援体制の充実
 - (2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進
 - (3) 障害のある子供への支援の充実
 - (4) 補装具費、日常生活用具費の支給
 - (5) 情報提供の充実
 - (6) 意思疎通支援の充実

- 2-3 保健・医療の推進
- (1) 保健・医療の充実等
 - (2) 精神保健・医療の提供等
 - (3) 人材の育成・確保
 - (4) 難病に関する施策の推進
 - (5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

基本目標3 あらゆる社会活動への参加の支援

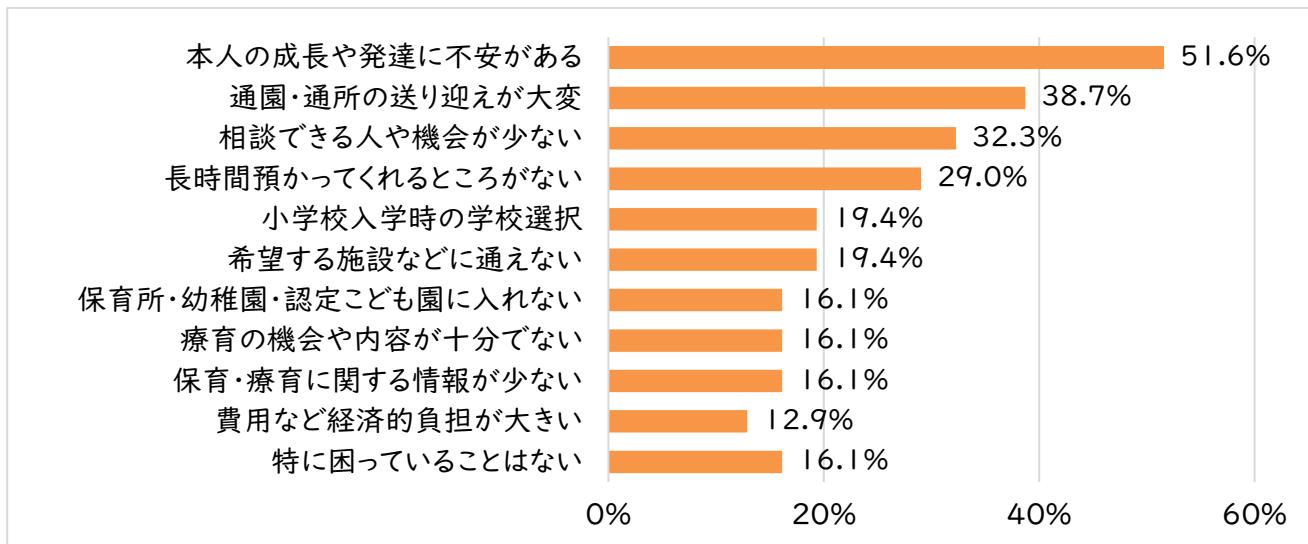
背景

意識調査によると、障害のある子供の保護者が困っていることについては、ライフステージの移行期に関する不安についての回答が最も多くなりました。

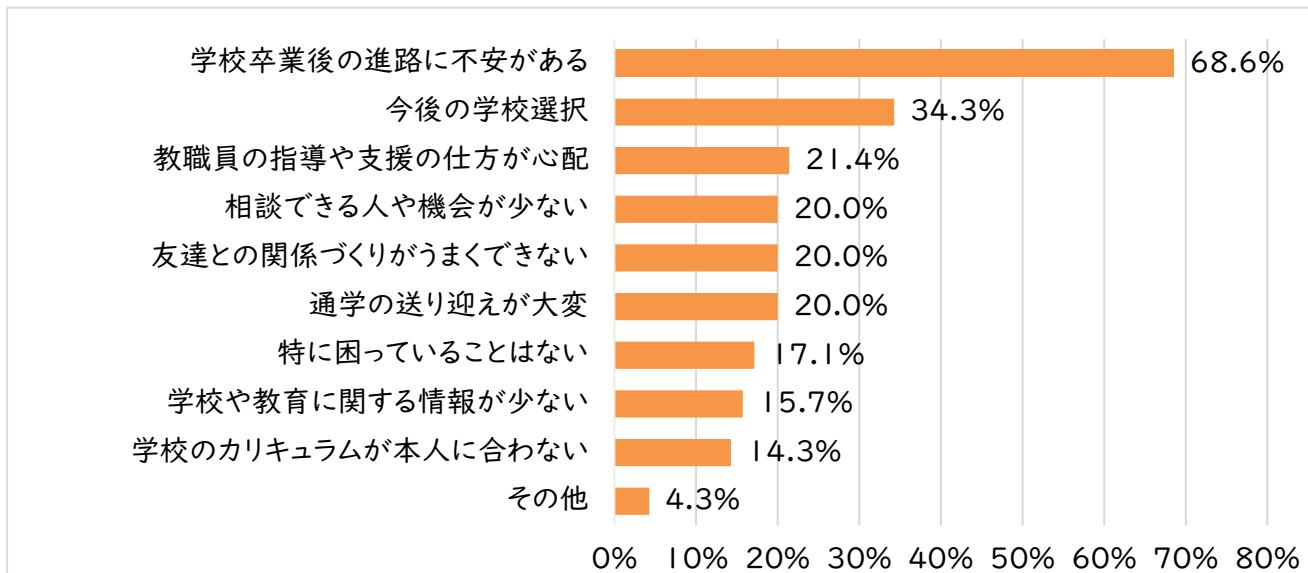
また、「今後参加したい活動」については、様々な社会参加や余暇活動の場を求める回答が見られました。さらに、「一般就労のために必要な支援」として、柔軟な勤務体制や相談支援の充実が必要であるとの回答が多く見られました。

【本市の実施した意識調査結果】

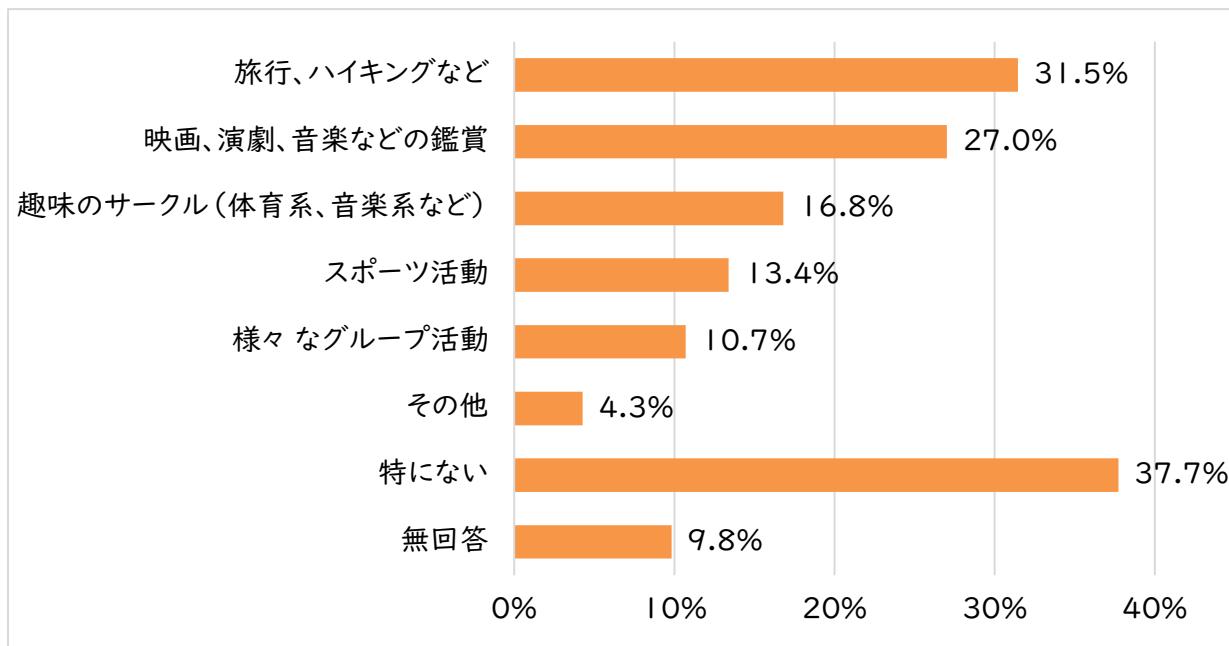
●【就学前の保護者】保育や療育で困っていること



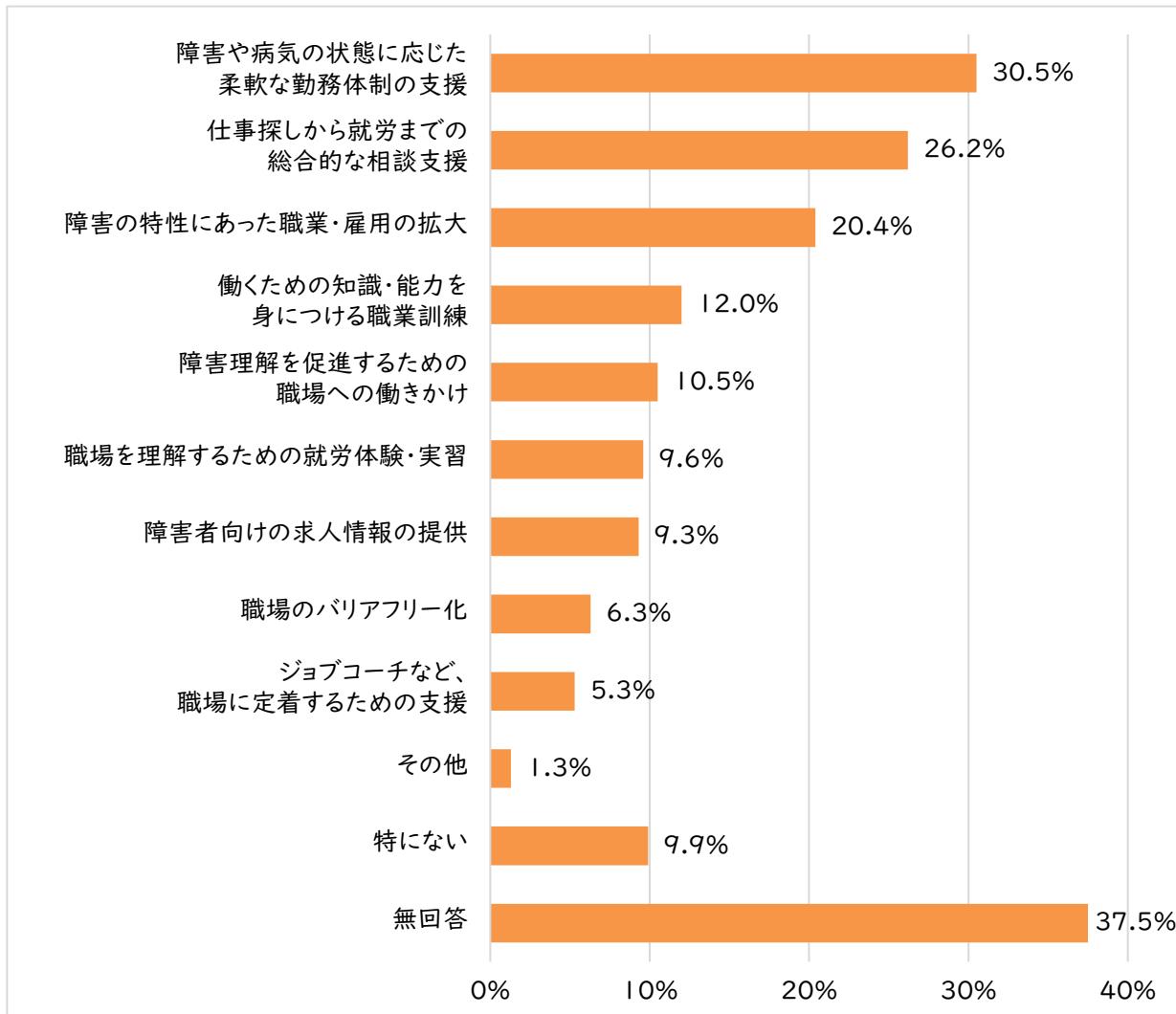
●【在学中の保護者】学校や教育で困っていること



●今後参加したい活動



●一般就労のために必要な支援



施策の方針

障害のある人が自らの決定に基づき、地域で自分らしく生活できるよう、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を確保します。

自立と社会参加に必要な力を培うためには、子供の頃から能力や可能性を最大限に伸ばし、健やかな成長・発達を支援することが重要です。

身近な地域でライフステージに合わせた質の高い専門的な支援を受けられるよう相談支援体制、療育支援体制の充実を図ります。

また、一人一人の状況や希望に応じた社会活動への参加を支援するため、文化芸術活動やスポーツ等ができる環境を整備し、活動を支援します。

さらに、障害のある人が自立した生活を送るため、一人一人の状況に応じ希望する場所で働き続けられるよう、適切な就労相談を受けられるような環境整備や就労後の定着支援を行うとともに、就労継続支援B型等の福祉的就労の工賃水準の向上を図ります。

2. 各論 該当する課題【●ページ】	
2-4 教育、文化芸術活動・スポーツ、 国際交流等の振興 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興 (4) 障害のある人などの国際交流の推進	2-5 雇用・就業、経済的自立の支援の推進 (1) 障害のある人の雇用促進 (2) 総合的な就労支援 (3) 福祉的就労の充実 (4) 経済的自立の支援

基本目標4 安心して暮らせる生活環境の整備

背景

意識調査では、「緊急に避難しなければならなくなったら、不安に感じること」として、「自分だけでは動けない」、「避難の場所が分からぬ」、「家族との連絡方法」、「水や食事の確保」、「トイレや入浴設備」と多様な回答が見られました。

【本市の実施した意識調査結果】

●緊急に避難しなければならなくなったら、不安に感じること

	身体	知的	精神	施設
自分だけでは動けない	34.1%	58.9%	23.2%	64.2%
頼れる人がそばにいない	10.8%	16.8%	19.1%	6.3%
避難の場所が分からぬ	10.5%	35.0%	21.0%	38.9%
避難場所までの行き方が分からぬ	5.3%	25.4%	12.7%	28.4%
避難場所までの移動手段の確保	22.7%	22.8%	16.5%	10.5%
避難先での薬や医療体制	36.1%	20.3%	45.3%	10.5%
他の人と一緒に過ごすのが難しい	12.8%	32.5%	39.3%	-
家族との連絡方法	17.2%	38.6%	19.1%	18.9%
水や食事の確保	37.5%	38.1%	52.4%	31.6%
寝る場所の確保	31.8%	32.5%	44.6%	26.3%
トイレや入浴設備	41.7%	29.4%	45.7%	26.3%
詳細な情報の入手	18.3%	25.9%	23.2%	8.4%
その他	2.4%	4.1%	3.4%	2.1%
特に不安はない	11.3%	8.6%	9.4%	22.1%
無回答	9.5%	3.0%	3.0%	0.0%

施策の方針

社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上のため生活環境における社会的障壁を除去し、日常活動や社会参加がしやすい環境を整備します。

また、障害のある人が地域社会で安全に安心して生活できるよう、災害時の情報保障、避難支援、避難所確保等に取り組みます。さらに、犯罪被害や消費者被害からの保護に取り組みます。

2. 各論 該当する課題【●ページ】	
2-6 安全・安心な生活環境の整備 (1) 住宅の確保 (2) 公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等 (3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	2-7 防災、防犯等の推進 (1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進 (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

施策の体系

1 総論 ●ページ～

2 各論 ●ページ～

基本理念

基本目標

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現

【基本目標1】
障害や障害のある人への理解促進と権利擁護の推進

【基本目標2】
暮らしの支援基盤をつくる

【基本目標3】
あらゆる社会活動への参加の支援

【基本目標4】
安心して暮らせる生活環境の整備

分野ごとの
施策の方向性

2-1
差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
●ページ～

2-2
自立した生活の支援、意思決定支援の推進
●ページ～

2-3
保健・医療の推進
●ページ～

2-4
教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流の振興
●ページ～

2-5
雇用・就業、経済的自立の支援の推進
●ページ～

2-6
安全・安心な生活環境の整備
●ページ～

2-7
防災、防犯等の推進
●ページ～

- (1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- (2) 行政等における配慮の充実
- (3) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の促進
- (3) 障害のある子供への支援の充実
- (4) 補装具費、日常生活用具費の支給
- (5) 情報提供の充実
- (6) 意思疎通支援の充実

- (1) 保健・医療の充実等
- (2) 精神保健・医療の提供等
- (3) 人材の育成・確保
- (4) 難病に関する施策の推進
- (5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
- (4) 障害のある人などの国際交流の推進

- (1) 障害のある人の雇用促進
- (2) 総合的な就労支援
- (3) 福祉的就労の充実
- (4) 経済的自立の支援

- (1) 住宅の確保
- (2) 公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等
- (3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済